

印鑑登録の方法について

◆印鑑登録できる方

矢巾町に住民登録をしている15歳以上の方。

(ただし、意思能力を有しないことにより印鑑の登録を受けることが適当でないと認められる者を除く)

※成年被後見人の方の印鑑登録申請は、当該成年被後見人ご本人が窓口に来庁し、かつ法定代理人(成年後見人)が同行している場合に限り可能となります。

必要書類のほか、詳しい手続き方法は戸籍窓口係までお問い合わせください。

◆登録できる印鑑

印影の大きさが8mm以上25mm以下のもので、不鮮明もしくは外枠がないものは不可。

住民票に記載されている氏(旧氏)、名もしくはそれを組み合わせたもの。

同一世帯(家族など)ですでに印鑑登録している方と同じ印鑑は登録できません。

◆印鑑登録の方法

以下に掲げるいずれかの方法によって、印鑑登録を行います。

